

平成19年3月23日付け付議第1号事件 ほか

準備書面(11)

2010(平成22)年1月15日

(次回期日1月20日)

電波監理審議会主任審理官 殿

異議申立人ら代理人

弁護士 海 渡 雄 一

同 只 野 靖

同 村 上 一 也

1 C I S P R I小委員会は、異議申立人らの主張を全面的に支持する結論を出した

C I S P R (国際無線障害特別委員会)は、無線障害の原因となる各種機器からの不要電波(妨害波)に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進することを目的として1934年に設立されたI E C (国際電気標準会議)の特別委員会である

C I S P Rは運営委員会と、分野ごとに分かれた以下の6つの小委員会(Sub Committee: SC)によって構成されている。

- SC-A : 無線妨害測定と統計的手法。
- SC-B : 工業・科学・医療(ISM)向け高周波装置、高電圧設備、電力系列、電気鉄道における妨害。
- SC-D : 自動車(ガソリン車、電気車とも)、内燃機関における妨害、車載受信機。
- SC-F : モーター、電動工具、照明器具などからの妨害、イミュニティ。
- SC-H : 無線通信保護のための妨害波制限
- SC-I : 情報技術(IT)設備(コンピュータなど)、マルチメディア / ハイファイ機器、受信機の電磁環境適合性。

P L Cのような情報機器などに適用される伝導妨害波,放射妨害波許容値などの国際規格を決める小委員会はCISPR SC-Iである。CISPR SC-Iでは、日本が提案していたP L C許容値及び測定法も含めた PLC 国際規格草案について、各国の CISPR 国内委員会に意見を求め、日本提案の部分について否定する結論が出された。これは、世界の電磁環境適合性(EMC)

の専門家により、異議申立人らの主張の正しさが証明されたことを意味するものである。

## 2 経緯

### (1) CIS/I/301/CD 文書 (甲 1 8 9)

CISPR SC-1 では、P L C について、2009 年 7 月 31 日、

ノッチや送信電力制限など無線通信を保護するための技術も含めて規格にしようとするタイプ 1 モデム

ノッチも電力制限もなくコモンモード電流だけで規制しようとするタイプ 2 モデムの 2 つの規格を含む PLC 国際規格に向けた委員会草案について、CIS/I/301/CD 文書 (甲 1 8 9) にまとめ、2009 年 11 月 6 日締切りで、各国の CISPR 国内委員会からのコメントを集約した。

このうち、タイプ 2 モデムが、日本が提案している規格である。CIS/I/301/CD 文書 (甲 1 8 9) において、タイプ 2 モデムのコモンモード電流許容値は 5 ページ (156 ~ 159 行) に、同測定法は 7 ページ (262 ~ 272 行) に記載がある。このタイプ 2 の規格は、日本の P L C 技術基準と、電流許容値の区切り周波数が違うことを除いて基本的に同一である。

### (2) CIS/I/321/CC 文書 (甲 1 9 0)

各国の CISPR 国内委員会からのコメントは、CIS/I/321/CC 文書 (甲 1 9 0) にまとめられ、2010 年 1 月 8 日付けで発表された。その結果、日本提案のタイプ 2 を支持する国は、日本以外にはなかった。日本提案のタイプ 2 については、むしろ、その提案内容の不備が多々指摘されている。

各国のコメントのうち、関連する部分を和訳したものを一覧表にしたので、本書面末尾に添付する。一覧表の左欄の頁数は、CIS/I/321/CC 文書 (甲 1 9 0) の頁数である。この一覧表でも明らかなおり、オーストリア、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、スイス、ドイツ、フィンランド、イギリス、イタリア、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スロベニア、アメリカ合衆国、南アフリカの各国は、日本提案のタイプ 2 についてその技術基準 (許容値及び測定法を) が、アマチュア無線を含む短波帯における無線通信の適切な保護のためには欠陥だらけであること、外国政府によるタイプ 2 モデムを用いた実測で大きな漏えい電波が発生することなどから、反対する旨を表明している。

## 3 小括

これまで異議申立人が主張してきた本件 P L C 技術基準の欠陥については、本文書に簡潔に示すように、C I S P R における E M C の専門家によって独立に確認された。すでに、本件 P L C の技術的な欠陥は、すでに誰の目にも明らかである。

平成 1 8 年 9 月 1 3 日に開催された第 9 0 9 回電波監理審議会でも、「必要と考えられ

る場合には、2 MHz から 30 MHz までの周波数を使用する電力線搬送通信設備の技術基準を見直すこと」とされているところ、現に「必要と考えられる場合」が確認されたのであるから、速やかにこれまでの全ての型式指定を取り消すとともに、PLC 技術基準を見直すべきである。